

○厚生労働省告示第四百七十五号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の三の規定に基づき、派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第四百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年八月十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第二の六の四中「、当該労働者派遣契約に（一）に掲げる事項の定めがない場合であっても」を削る。

第二の九の（一）中「また、派遣先は」の下に「、労働者派遣法第四十条第三項の規定に基づき」を加え、応じ、派遣労働者」を「応じ、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務」に、福利厚生等」を「賃金水準、教育訓練、福利厚生等」に、提供する等の」を「提供するとともに、派遣元事業主が当該派遣労働者の職務の成果等に応じた適切な賃金を決定できるよう、派遣元事業主からの求めに応じ、当該派遣労働者の職務の評価等に」に改める。